

個別相談4

相談者	(団体名) NPO 法人 (経済活動の活性化)
	(氏名) 理事 (会計担当)
相談・依頼内容	相談概要(何の相談だったか一言、一文で) 活動計算書への移行について
	<p>① 活動計算書に変えるにあたり、勉強会などにも参加したが、いまいち理解できない。 具体的な移行方法について教えて欲しい。</p> <p>② 役員の給与について</p>
対応・処理 助言した内容等	<p>①→ 実際に山形市の HP からダウンロードした様式で、昨年度の決算書を基に「活動計算書」を作成して参照。費用の部分のまとめ方のみ「事業毎」から用途別の「科目毎」に変更すればよいので難しく考える必要はない。</p> <p>→ また、事業毎の費用の内訳と合計金額については「注記」を活用してはどうか。 法人内部での費用管理という面でも「注記」の事業別損益(費用)の内訳の項目は重要。</p> <p>→ 事業に関わる費用を管理費に記載していた部分は、これを機に活動実態に合った記載をすること。</p> <p>②→ 法人税法上では、代表理事や役付役員(副理事長や常務理事など)の労働の対価は「役員報酬」、その他の役員の労働の対価は「使用人兼務役員」の「給与」として考える。 また、「役員報酬」の額、使用人兼務役員については別途、総会と理事会で決議する必要がある。(「議事録に記載する文言」参照。)その後、「役員報酬」については定額支給とし、事前に税務署に届け出をすれば、損金算入することができる。</p>